

PET-CT検査の注意事項（主治医用）

以下の項目について必ず主治医の先生自身がお読みいただき、ご理解いただいた上で、患者様にご説明願います（患者様には本紙ではなく「注意事項（患者様用）」をお渡しください）

①：保険適用について

保険適用外の検査は原則として行いません。よく確認の上、お申し込みください。

保険適用となる疾患は、早期胃がんを除き悪性リンパ腫を含む悪性腫瘍、てんかんの診断、心疾患に限られ、更にPET-CT検査予約時に他の検査、画像診断、病理診断等による精査が既に行われていることが必要です。なお、当院ではてんかんや心臓疾患を目的とした検査は行っていません。

病組織学的診断が困難な場合、病歴、身体所見、PET-CT以外の画像所見、腫瘍マーカー、経過観察などから臨床的に高い蓋然性をもって悪性腫瘍と診断される必要があります。

適用要件は病期診断・転移診断・再発診断に限定されます。悪性リンパ腫以外の疾患の治療効果判定も保険適用外です。「肺がん疑い」などの「疑い」病名での検査依頼は出来ません。

同一月内にガリウム・シンチグラフィの核医学検査が行われている場合も保険適用になりませんので、ご注意下さい。PET-CT検査の保険点数は8625点ですが、同一月にCT検査を行っている場合、7500点に減額されます。

②：絶食について

PET-CT検査は全身のブドウ糖代謝をみる検査です。食事・点滴・血糖値・血糖降下薬などによる影響を強く受けます。血糖値が150mg/dl以上だと結果に影響する場合があります。必ず、検査前6時間程度の絶食が必要です。（糖分を含んだ飲料・ガム・飴なども禁止）

③：患者の制限について

意思疎通の出来ない患者、寝たきりの患者は検査ができません。トイレや更衣に介助が必要な患者や、一人で安静が保てない患者に対しては、原則として家族の方などの付き添いが必要です。付き添いの方は検査開始から、薬剤の注射後1時間までは付き添いが必要です。付き添いの方にも少量の被ばくがありますが、ICRPが勧告する線量限度に対して、非常に少ない量です。原則として職員は介助につけません。

PET-CT装置の内部はMRI装置と同様に狭く、検査時間は20分と長いため、閉所恐怖症のある患者は検査できない場合がありますので、事前に患者への確認をお願いします。鎮静が必要な患者様は、原則検査ができません。

PET-CT検査を行う場合、CT撮影時は造影剤を使用しない検査がガイドラインで推奨されています。造影CTでの検査は行いません。

また、胎児へのFDG移行が報告されており、妊娠中の女性には原則として検査は行えません。

④：糖尿病患者の検査予約時間について

糖尿病で長時間の絶食が難しい患者の場合は、午前中の枠での検査予約をお願いします。また、遠方から来られる患者は、朝早い時間の来院が難しいことが考えられるため、午後の枠での検査予約をお願いします。予約時間より遅れて来院された場合、薬剤の効果が減少し、検査ができなくなる場合があります。

インスリンなどの血糖降下薬には制限があるため、注意してください。持続型インスリンは止めないでください。速効型インスリンは検査時間によって制限が異なります。

⑤：その他

- ・下剤は検査前日から使用しないようにして下さい。それ以外の薬剤に制限はありません。
- ・胃透視検査、注腸検査などに使用するバリウムが体内に残った状態でPET-CT検査を行うと、診断に支障をきたすことがありますので、胃透視検査などはPET-CT検査との

間隔を1週間以上空けてください。また、内視鏡などは検査部位に炎症や出血などが発生し、

生理的集積が増加する恐れがあるため、PET-CT検査を先に行っていただくか、間隔を1週間以上空けてください。

- ・検査結果や読影結果は検査終了後すぐにはできません。また、周囲への被ばくを考慮して、

同日の他検査やPET-CT検査終了後の診察はできるだけ避けて下さい。

- ・検査終了後の最低6時間は、妊産婦や乳幼児との接触はなるべく控え、人の多いところにはなるべく近づかないようお伝えください。可能であれば12時間は接触を避けるようにしてください。また、検査終了後24時間の授乳は控えるようお伝えください。